

手続き

春は転勤や就職・入学な
何かと慌ただしい時期
住所変更などの区役
引っ越し時に必要



◆区役所での手続き◆

表の中の◆印は、手続きのとき必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

		転出（白石区から市外へ）	転入（市外から白石区へ）	市内・区内で転居したとき	問い合わせ先	窓口
住民票・印鑑登録・転校	住所の変更 (住民票の異動)	転出届を提出してください。 転出証明書を発行いたします。 ◆届出人の本人確認ができるもの	転入・転居届を提出してください（転入後14日以内）。 ◆前住所地発行の転出証明書 ◆届出人の本人確認ができるもの	新住所地の区で転入・転居届を提出してください（転居後14日以内）。 ◆届出人の本人確認ができるもの	戸籍住民課	2階5番
	印鑑登録	転出届で自動的に廃印されます。 ※必要な方は、転出先で新たに登録手続きをしてください。	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。 ◆登録する印鑑 ◆本人を確認できる書類（事前にお問い合わせください。）	新住所地の区への転入・転居届により自動的に住所変更されます。 なお、登録カードは継続して使用できます。		
	転校 (小・中学校)	今までの学校で在学証明書の発行を受け、転入先で交付される入校票と一緒に新しい学校へ提出してください。	今までの学校で在学証明書の発行を受けてください。転入・転居届を提出していただいた際に、入校票をお渡しますので、在学証明書と併せて指定の学校に提出し、入校手続きをしてください。 ◆在学証明書			
国民健康保険・介護保険・国民年金	国民健康保険	加入していた方は脱退手続きが必要です。 ◆保険証 ◆納付通知書	加入する方は手続きが必要です（転入後14日以内）。 ◆保険料の口座振替をする方は預金通帳と届出印	転入・転居届と一緒に窓口で住所変更手続きをしてください（転居後14日以内）。 ◆保険証 ◆納付通知書	保険年金課	2階22番
	介護保険	保険証の返還。要介護認定を受けている（申請中も含む）方は、受給資格証明書の交付の手続きが必要です。 ◆介護保険証 ◆納付通知書	要介護認定を受けていた方は加入の手続きをしてください（転入後14日以内）。 ◆受給資格証明書	新住所地の区で住所変更の手続きをしてください（転居後14日以内）。 ◆介護保険証		
	国民年金	加入者	第1号被保険者（自営業・学生など）と任意加入の方は、転入届を提出することにより、自動的に住所変更されます（※第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先にお問い合わせください）。			
受給者	受給している年金の種類により手続きが異なるので、詳細は保険年金課へお問い合わせください。					

◎運転免許証

転居後に、運転免許証と、住民票や郵便物など新住所が証明できるものを持参の上（住所変更によって公安委員会の管轄が変わる場合は、免許証用の写真も必要になります）、警察署もしくは運転免許センターなどで住所変更の手続きをしてください。

※不明な点については、白石警察署 ☎(814) 01110 にお問い合わせください。

◎飼い犬の異動届

犬を飼っている方は、転出先の市（区）町村の保健所に届け出をしてください。白石区の場合は、白石保健センター1地域保健課生活衛生係（本郷通3丁目北1-2 ☎(862) 1883）が窓口です。

◆引っ越し豆知識◆

◎引っ越しの時に出る

ごみについて

札幌市では、引っ越しなどで出た一時的な多量ごみを、札幌市環境事業公社 ☎(219) 5353 に依頼して処理してもらうことができます。また、自分で処理施設へ持ち込んで処理することも可能です（いずれの場合も有料です）。

※処理施設への搬入方法などについては、環境局清掃事業部施設管理課 ☎(211) 29222 にお問い合わせください。